

令和6年12月2日以降の健康保険証廃止のスケジュール

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行および再発行が廃止となり、**医療機関等の受診はマイナ保険証の利用を基本とする仕組みになります。** ※ただし、経過措置期間（最長令和7年12月1日まで）は発行済みの健康保険証は利用可能
マイナ保険証による資格確認を受けられない方は、資格確認書を医療機関窓口へ提出して資格確認を行うこととなります。
資格確認書が必要な方は次ページの「資格確認書について」をご確認ください。



資格確認書 様式イメージ

サイズ：はがき
(表面)

健康保険資格確認書		
本人(被保険者) 年 月 日交付		
記号	番号	(枝番)
氏名		
性別		
生年月日	年 月 日	
資格取得年月日	年 月 日	
一部負担金の割合	割	年 月 日
有効期限		
保険者番号		
保険者名称	印	
保険者所在地		

(裏面)

姓 名

姓 名

以下欄に記入することにより、医療機関に受診する意思を表明することができます。記入する場合は、1から3までいずれかの番号をひで願ってください。

- 私は、施設廃止に伴い資格停止した状態のいずれでも、特約の為に継続を希望します。
- 私は、施設廃止した状態に該当し、特約の為に継続を希望しません。
- 私は、継続を希望しません。

【 心臓・腎・肝臓・腎臓・小腸・小腸 】

(押印欄) 年 月 日

本人署名(自署) 実務署名(自署)

* 健康保険証をお持ちの方には資格確認書の発行は原則行いません。

- ◆ マイナ保険証とは健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。
- ◆ 令和6年12月2日以降に健康保険証を紛失した場合、**健康保険証の再発行はできないため、マイナ保険証の利用ができない方は資格確認書交付申請を行ってください。**

資格確認書について

➤ 資格確認書の交付対象者と申請方法

交付対象者	申請方法
A 令和6年12月2日以降に資格を取得する者	事業所が <u>資格取得届</u> を届出、先行して 短期間 ※の資格確認書を交付
B 令和6年12月2日以降に扶養認定される者	申請者が <u>被扶養者異動届</u> を届出、先行して 短期間 ※の資格確認書を交付
C マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">※短期間とは1ヵ月を想定</div> 申請者が <u>資格確認書（再）交付申請書</u> を届出
D 第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある者	
E マイナンバーカードを取得していない者、返納した者	
F マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者	
G マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた者	

- * E～Gに該当する場合は、国からの情報に基づき申請がなくても健康保険組合の職権で交付できるようになっています。
- * A・Bの新規加入者でもC～Gに該当する場合は、交付申請書の届出を行ってください。（取得届・異動届に添付された場合、最初から最長5年間の資格確認書を交付）

➤ 発送方法

事業所の総務経由で送付いたします。

➤ 有効期限

有効期限は発行日から最長5年までとなります。

次の場合、先に有効期限が到来する期限までとなります。

- ・70歳以上の高齢受給者の一部負担金割合の有効期限
- ・75歳到達（75歳誕生日の前日）
- ・任意継続被保険者の期間満了

更新する場合は再度交付申請が必要になります。

有効期限内に氏名変更、退職、転籍、扶養から外れる場合等には回収いたします。

資格確認書（再）交付申請書イメージ

The image shows a form titled "健康保険 資格確認書（再）交付申請書". It contains several sections for data entry, including checkboxes for "再発行希望" (Re-issue desired) and "再発行不要" (Re-issue not required). There are also fields for "再発行理由" (Reason for re-issue) and a checklist of conditions for re-delivery, such as "マイナンバーカードが有効期限切れのため" (My Number Card expired) and "マイナンバーカードが返納されたため" (My Number Card returned).

交付申請書は健康保険組合ホームページの申請書一覧からダウンロード可能となります。
（令和6年12月2日以降）

令和6年12月2日以降に受診の際に使用できる各証（書）について

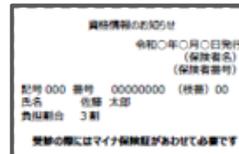
証（書）の種類	単体での使用	備 考
健康保険証	○	令和7年12月2日以降は使用不可
マイナ保険証	○	
資格確認書	○	有効期限あり
資格情報のお知らせ *1 *2	×	医療機関でマイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証とあわせて提示
マイナポータル資格情報 *3	×	

- *1 令和6年12月2日以降の資格取得者および扶養認定者の資格情報のお知らせは事業所総務経由で送付いたします。令和6年9月28日時点の被保険者および被扶養者の方（マイナンバー未登録者を除く）には令和6年10月に送付しております。令和6年9月28日以降の資格取得者および扶養認定者、マイナンバー登録者につきましては令和6年12月2日以降に送付いたします。
- *2 再発行を希望する場合は、資格情報のお知らせ再発行申請書を記入して事業所総務へ提出してください。
- *3 使用するためにはマイナポータルのアプリインストールとマイナンバーカードの健康保険証利用登録が必要です。

<資格情報のお知らせ>



右下部分を
切り取って使用



<マイナポータル資格情報>



記号番号等の
情報を閲覧可能



お願い

マイナ保険証は、健康保険組合がオンライン資格確認システムへ各人のマイナンバーを登録しないと現状の資格情報が反映されませんので、入社またはご家族の増加などの場合は、速やかに事業所の取扱担当者へマイナンバー（個人番号）をご提出ください。

リンク

[マイナンバーカード保険証利用申込について](#)



[【厚生労働省】マイナンバーカードの健康保険証利用について](#)



マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問合せはこちら



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平 日：9時30分～20時00分
土 日 祝：9時30分～17時30分

令和6年12月2日以降の他の証書の取り扱い

下表の他の証書もマイナ保険証に統一されます。

証書の名称	証書の概要	令和6年12月2日以降の取り扱い
限度額適用認定証	医療費が自己負担限度額を超えた場合、医療機関等の窓口での支払いの際に提示すると限度額で済む	マイナ保険証を利用すると交付が不要となります。 マイナ保険証を保有していない方で必要な場合は、交付申請の届出をもって交付いたします。
高齢受給者証	70歳以上の高齢者の自己負担する医療費の割合と有効期限を表示したもので医療機関等へ提示	マイナ保険証または資格確認書(自己負担割合と有効期間を表示)を利用すると交付が不要となります。 健康保険証をお持ちの方には引き続き高齢受給者証を交付します。
特定疾病療養受療証	特定の長期高額疾病(人工透析など)の治療を受ける場合に提示すると、自己負担が上限額で済む	マイナ保険証を利用すると提示が不要となりますが、受療証の該当情報の連携が必要なため交付申請は必要です。 該当する場合は交付申請の届出をもって交付いたします。

マイナ保険証の制度へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします！



マイナ保険証をご利用ください

